

トルコ憲法裁判所の政治的役割の解明 :「個人申請」の人権擁護メカニズムに注目して

グローバル・スタディーズ研究科 国際関係論専攻
博士前期課程 2年
久永 優吾

1. 研究の問題背景と目的；権威主義体制下での司法の自律性

現代において、多くの国で「権威主義化」の現象が観察されている。そうした潮流のなかで、現代の権威主義体制では民主的な制度設計のもとで目にはみえにくいかたちでの権威主義的な抑圧が展開される、という特徴が浮き彫りになっている。例えば、権威主義体制が選挙や違憲立法審査といった立憲民主主義的な制度を有することは、共通の理解となりつつある [Law & Versteeg 2013] [Ginsburg & Versteeg 2014] [東島 2023]。

本研究はこの特徴をふまえ、トルコ憲法裁判所を事例とし、権威主義体制における司法の役割を明らかにすることを目指した。Ginsburg と Mustafa [2008] は、司法部門が反体制派への抑圧だけでなく、体制の合法的正統性の強化、国家エリートの間接維持、論争的な政策の司法部門への委託といったかたちで、権威主義体制の維持装置として機能すると論じている。このように権威主義体制下での司法は政治に従属的な存在と捉えられてきた一方で、トルコ憲法裁判所は政治的抑圧を受けながらも、政権の意志に反するような判断を一定程度の自律性のなかで下していると考えられる。この問いを出発点として、トルコ憲法裁判所がどのように体制への抵抗を示しているのか、特に 2010 年の憲法改正によって導入された個人申請¹という制度的側面に焦点を当てながら、トルコ憲法裁判所の政治的役割の解明を本研究の目的として位置づける。

2. 調査結果：権威主義体制への権利擁護に基づく抵抗

本研究は当初、法学分野のトルコ語書籍を購入し、それらを講読することを主な調査方法として計画していた。ただ海外に発送可能かつ法学分野の書籍を取り扱う書店が限定的であり、トルコ語書籍の収集・講読については現地調査をつうじて行った。そのなかでトルコ憲法裁判所の図書館・広報部門を訪問し、文献の複写による収集・講読を進めた。

いっぽう英語文献・日本語文献においても、①トルコ地域研究、②司法政治の分析枠組みというそれぞれの観点から、専門書籍の購入・講読を行った。特に [Steinsdorff et al. 2022] は、トルコ憲法裁判所の役割を概観する専門書として有効であり、かつ法学的な視点から重

¹ 個人申請 (individual application, Bireysel başvuru) とは一般に、欧州人権条約とトルコ憲法に基づき、個人による公権力に対する異議申し立てを可能とする制度と説明される。また制度の名称については、トルコ以外では「憲法異議 (constitutional complaint)」と形容されることが一般的である [Yolcu 2023]。

要な判例なども提示されている。また後者の観点についても、違憲審査制をめぐる政治〔見平 2012〕の法社会学的な分析手法や、「安全保障化 (securitization)」〔Buzan et al. 2024〕といった司法政治と接続可能な概念などの検討をつうじて、本研究の分析枠組みを確立するとともに、その射程を拡大することができた。

これらの文献調査を基に、トルコ憲法裁判所の判決行動が「世俗主義体制の擁護者」から「基本的権利の擁護者」へと変容していったことを明らかにした。従来のトルコ憲法裁判所は「世俗主義—親イスラーム」の対立軸のなかで、世俗イデオロギーに基づいて「覇権維持」の役割を果たしてきた。そうした司法行動は 2000 年代のエルドアン率いる公正発展党政権の台頭にて論争を招くとともに、前述の対立が拮抗・変容することへとつながっていった。

憲法裁判所内部でも、民主化や欧州化を支持する非世俗主義的でリベラル派の裁判官が中心を担うようになっていった。また制度的にも 2010 年の憲法改正によって、個人申請という「権利擁護」を志向する制度の導入という変化があった。そうした立場から、憲法裁判所は判決をつうじて「イデオロギーに基づくアプローチ」から「権利に基づくアプローチ」へと変容していったことが分かる〔Hazama 2023〕。

そうした権利擁護の姿勢は、エルドアン政権の権威主義化、それに伴う司法への抑圧を経験しながらも維持されてきたと評される。特に表現の自由や政治的権利については、エルドアン政権からの批判を受けるも、政権の意に反するような判決を度々示してきた。このように調査結果から、現在のトルコ憲法裁判所が権利擁護の姿勢から、権威主義体制への抵抗を示していることが明らかになったといえる。

また調査の成果は、2024 年度の大学院生・若手研究者イニシアティブによるワークショップでの報告を行い、その詳細については同年度の修士論文として執筆をしたところである。さらに今後においても講演会や研究会等での報告が予定されており、この成果をより発展させていくつもりである。

3. おわりに

本研究は 2024 年度グローバル・スタディーズ研究科の研究助成金によって実現しました。末尾にはなりますが、指導教官である岸川毅先生、調査にあたって多くの指導をいただいた澤江史子先生、事務手続きにおいてご尽力いただいたグローバル・スタディーズ研究科事務室の佐能さまをはじめとする、多くの方の支えに深く感謝申し上げます。

参考文献

- Buzan, B., Wæver, O., & Willde, J. (2024). 『「安全保障化」とは何か』 (今井宏平、上野友也、川久保文紀、西海洋志訳)、ミネルヴァ書房。
- Hazama, Y. (2023). From activism to resilience: The turkish constitutional court in comparative perspective. *Turkish Studies*, 24(3-4), 570-592.
- 東島雅昌 (2023). 『民主主義を装う権威主義: 世界化する選挙独裁とその論理』、千倉書房。
- Ginsburg, T., & Versteeg, M. (2014). Why Do Countries Adopt Constitutional Review? *The Journal of Law, Economics, and Organization*, 30(3), 587–622.
- Ginsburg, T., & Moustafa, T. (2008). Introduction: The Functions of Courts in Authoritarian Politics, In Ginsburg, T & Moustafa, T. (Eds.) *Rule by law: The politics of courts in authoritarian regimes*, Cambridge University Press.
- Law, D. S., & Versteeg, M. (2013). Constitutional Variation among Strains of Authoritarianism. In T. Ginsburg & A. Simpser (Eds.), *Constitutions in Authoritarian Regimes*, Cambridge: Cambridge University Press.
- 見平典 (2012). 『違憲審査制をめぐるポリティクス』、成分堂。
- Steinsdorff, S., Göztepe, E., Andrade, M., & Petersen, F. (2022). *The constitutional court of turkey: Between legal and political reasoning*, Baden: Nomos.
- Yolcu, S. (2023). Individual Complaints Procedures. In *Max Planck Encyclopedia of Comparative Constitutional Law*.